

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月22日
【計算期間】	第13期（自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日）
【ファンド名】	明治安田アメリカ株式ファンド
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷口 嘉邦
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03－6731－4720
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的および基本的性格】

「明治安田アメリカ株式ファンド」（愛称：グレートイーグル）は、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、S&P500種株価指数※採用銘柄を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

※S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。「S&P500」は、スタンダード・amp;・プアーズ ファイナンシャル サービスズ エルエルシーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード・amp;・プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

（注）当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

■ファンドの特色

明治安田アメリカ株式ファンドは、明治安田アメリカ株式マザーファンドへの投資を通じて、S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

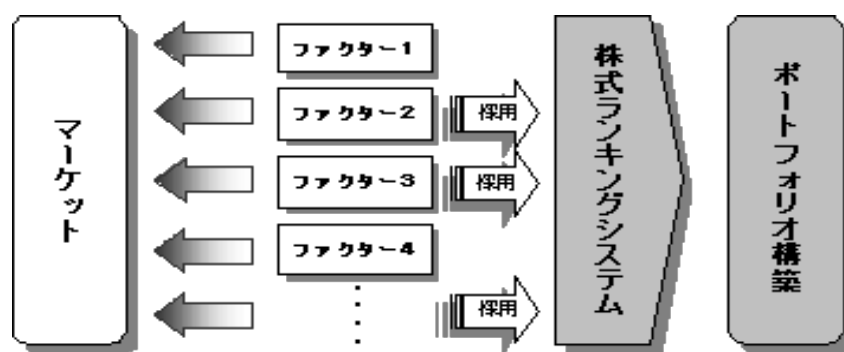
- ◆S&P500種株価指数[※]をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標に運用を行います。

※S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。

「S&P500」は、スタンダード＆プアーズ ファイナンシャル サービスーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード＆プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

- ◆クオンツ手法を活用し最適ポートフォリオを算出します。

S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法により、個別銘柄の価格変動に影響を与えるファクターの分解・解析をベースにした最適ポートフォリオを算出し、厳格なリスク管理の下でベンチマークに対する安定した超過リターンを目指します。



- ◆外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

本商品は、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの当社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れないで行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。S&Pは、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

（２）【ファンドの沿革】

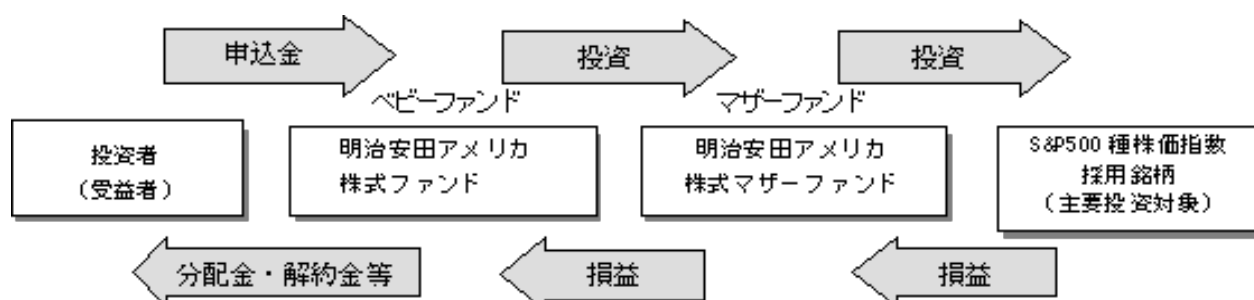
平成12年4月25日	信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
平成16年1月1日	「YPWアメリカ株式ファンド」から「安田アメリカ株式ファンド」へファンド名変更
平成22年10月1日	ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継 「安田アメリカ株式ファンド」から「明治安田アメリカ株式ファンド」へファンド名変更 「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へファンド名変更
平成23年4月1日	マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

②委託会社及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。

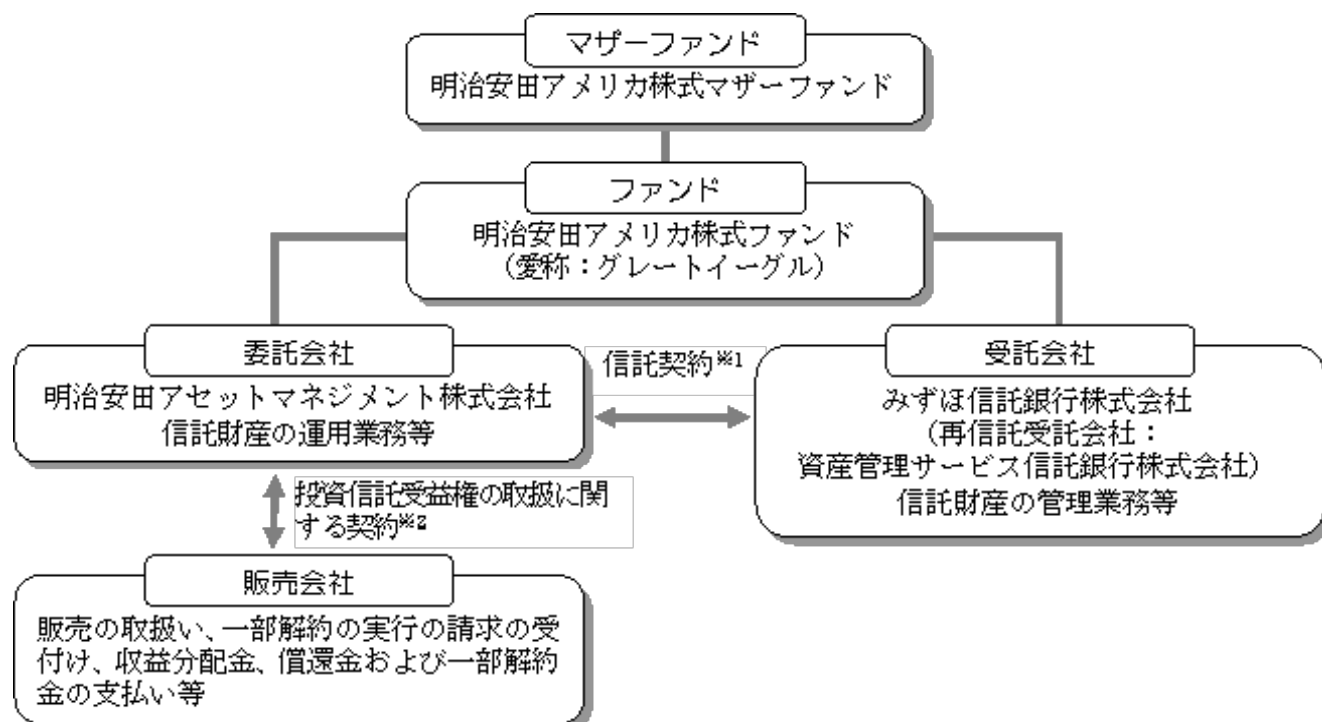
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※ 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※ 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2. 委託会社の沿革：

昭和61年11月	コスモ投信株式会社設立
平成10年10月	ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年2月	商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年7月	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60329 フランクフルト・アム・マイン, マインツァー・ラントシュトラッセ11-13	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

①投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とする明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

②投資態度

- 1) 主としてS&P500種株価指数採用銘柄（マザーファンド受益証券を含みます。）を投資対象として、長期的な運用を行います。
- 2) マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) S&P500種株価指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標に運用を行います。
- 4) 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- 9) 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合もあります。

■マザーファンドの投資方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

①投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

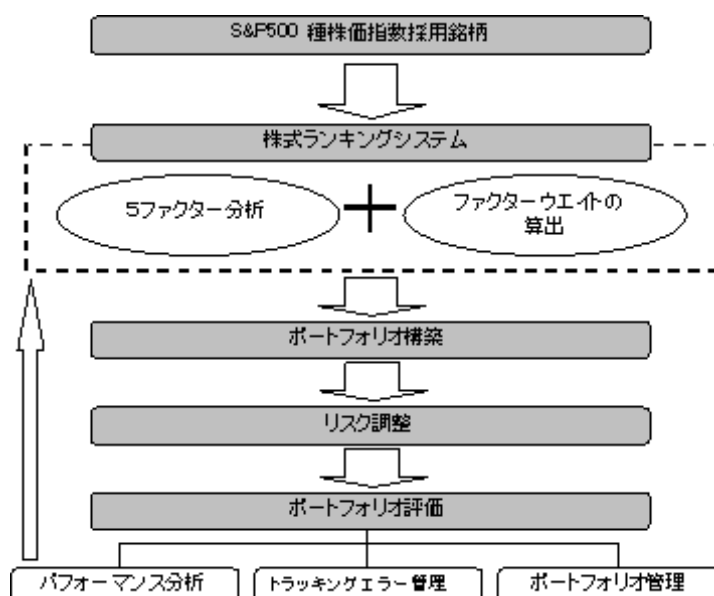
②投資態度

- 1) S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 2) S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
- 3) 株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
- 8) 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。

3. 運用プロセス

銘柄の選定にあたっては、S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法（「株式ランキングシステム」）を用い、ポートフォリオを構築します。

<運用プロセスのイメージ図>



- 1) 株式ランキングシステムは、次の2つの過程により個々の銘柄についてスコアリングを行い、ランキングします。この情報をもとにした計量分析によって、ポートフォリオを構築します。
 1. 多数のファクター（バリュー関連、成長性関連、収益性関連、安定性関連、効率性関連等）の中からモデルに採用されたファクターに対し、S&P500種株価指数に採用されている銘柄のランキングを作成します。
採用ファクターは適宜見直しを行います。
 2. ファクター間の組合せウエイトを統計学的手法によって算出します。
- 2) ファクターのウエイトの見直しを原則月に一回行い、マーケット環境に適合した運用を行います。
- 3) 個別銘柄ならびに各セクターのウエイトは、S&P500種株価指数のウエイトから大きく逸脱させることのないように管理し、トラッキングエラーの発生を低位に抑制します。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。
3. 金銭債権
4. 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された明治安田アメリカ株式マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に表示されるべきもの

22.外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

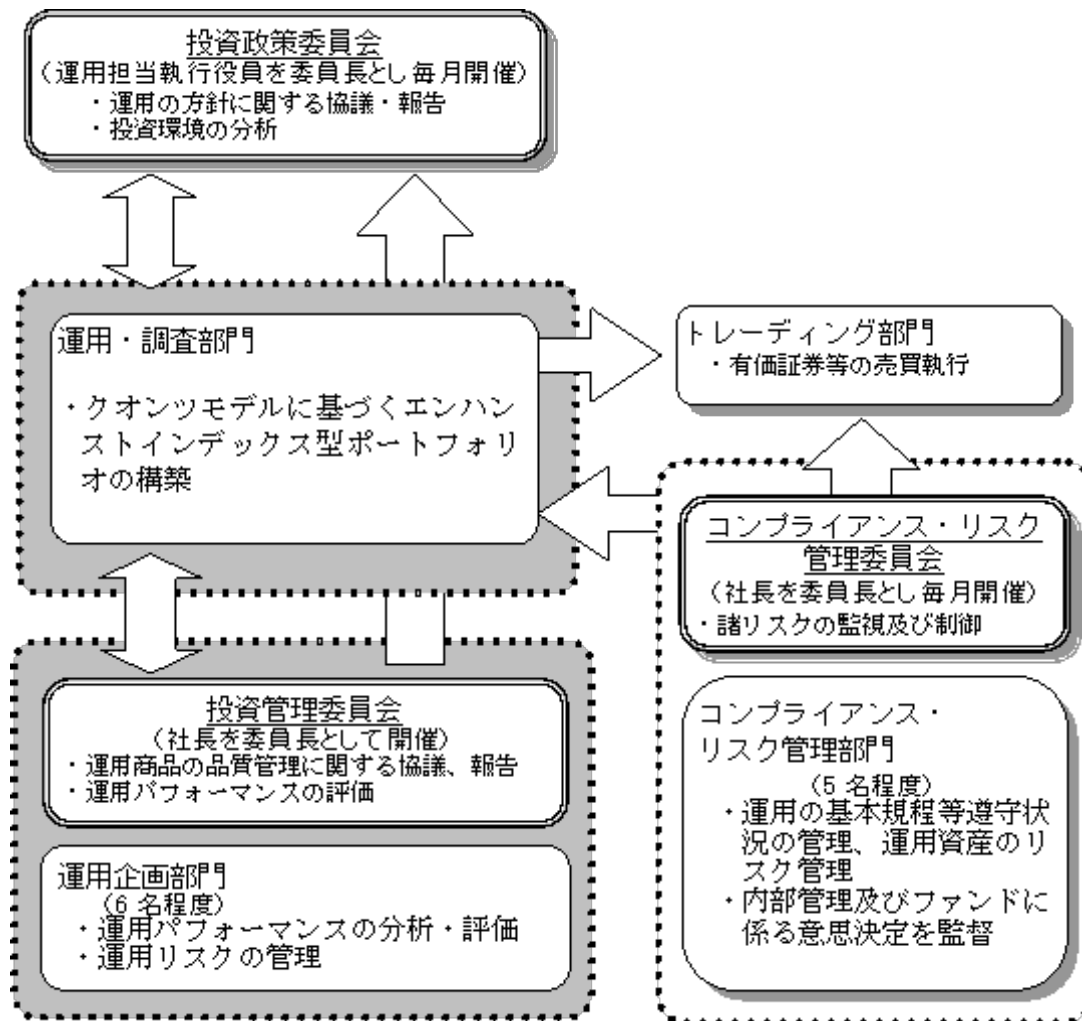
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年１回（毎年４月２０日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

① 株式等への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

② 投資する株式等の範囲

- １） 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ２） 前１）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の１００分の２０を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

④ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の１００分の５を超えることとなる投資の指

図をしません。

⑤同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超える投資の指図をしません。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑧有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記

純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出により取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑬公社債の空売りの指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑭公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- 2) 前1)の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2)の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図を行うものとします。
- 4) 前1)の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 2) 前1)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって投資信託財産の運用の指図その他の業務を施行しなければなりません。関係法令に定める主な規制は次の通りです。

<同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

② 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起る可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

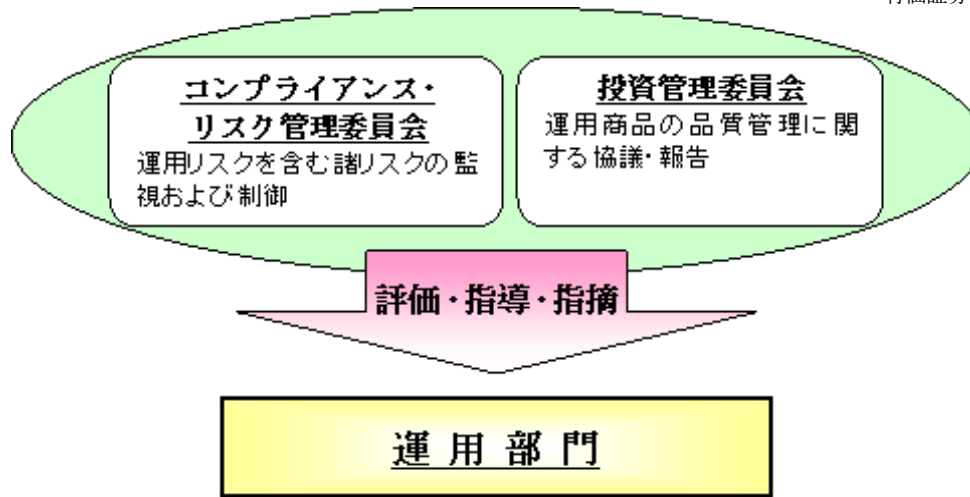
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%（税抜1.30%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社、販売会社間の配分については、次の通りとします。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.365%	0.5775%	0.6825%	0.1050%
（税抜 1.30%）	（税抜0.55%）	（税抜0.65%）	（税抜0.10%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

- ②信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

<収益分配金の課税>

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

<一部解約時および償還時の課税>

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）

平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）
-------------	----------------

②個別元本について

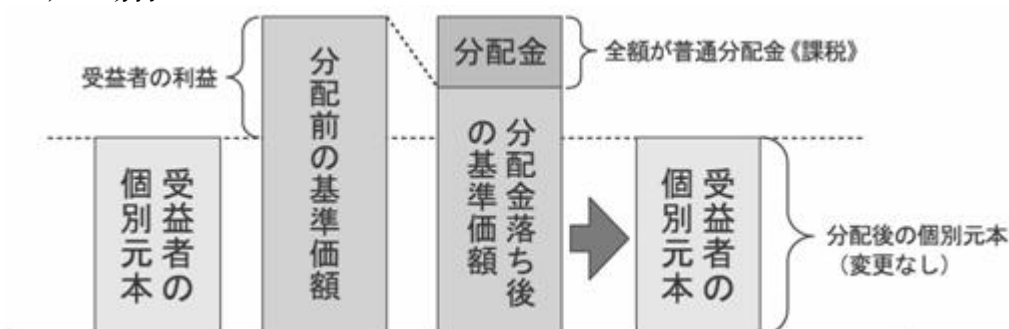
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われることがあります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金について

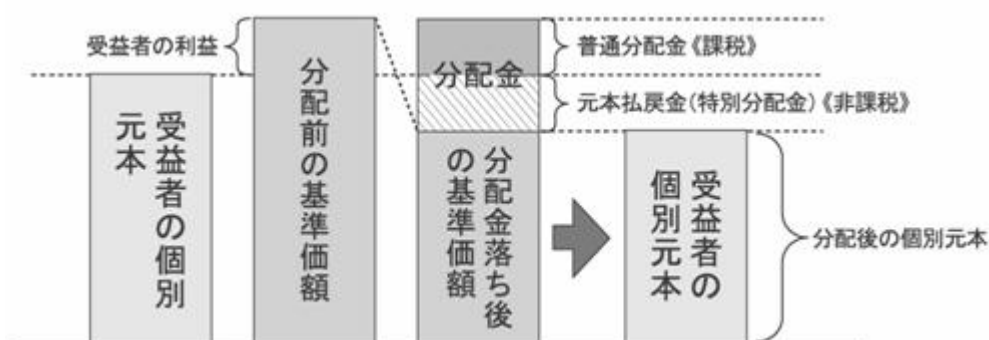
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1) の場合



2) の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用対象外です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

＜少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

5【運用状況】

以下は平成25年5月31日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田アメリカ株式マザーファンド受益証券	323,190,186	99.01
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	3,237,584	0.99
合 計(純資産総額)	326,427,770	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	アメリカ	1,442,084,355	97.93
投資証券	アメリカ	11,538,252	0.78
投資信託受益証券	アメリカ	10,473,684	0.71
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		8,484,818	0.58
合 計(純資産総額)		1,472,581,109	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価 ／簿価額(円)	評価単価 ／評価額(円)	投資比率 (%)
1	明治安田アメリカ株式 マザーファンド	日本／－ 親投資信託受益証券	247,655,315	1.2079 299,143,798	1.3050 323,190,186	99.01

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.01
合計	99.01

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）：マザーファンドの投資資産
明治安田アメリカ株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	980	39,579.59	38,788,000	45,691.87	44,778,038	3.04
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	4,660	8,861.34	41,293,864	9,317.66	43,420,324	2.95
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	7,410	3,012.12	22,319,872	3,544.33	26,263,525	1.78
4	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	2,040	11,757.11	23,984,516	12,658.62	25,823,604	1.75
5	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	1,200	19,287.94	23,145,532	21,183.04	25,419,653	1.73
6	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	4,240	4,790.87	20,313,301	5,627.63	23,861,157	1.62
7	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	5,340	3,712.29	19,823,651	4,173.67	22,287,424	1.51
8	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,530	8,560.83	21,658,924	8,700.46	22,012,184	1.49
9	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	9,180	2,204.71	20,239,257	2,387.84	21,920,444	1.49
10	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	240	80,930.84	19,423,403	88,103.49	21,144,839	1.44
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	保険	1,790	10,652.23	19,067,492	11,619.51	20,798,925	1.41
12	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,640	3,123.42	20,739,552	2,858.33	18,979,344	1.29
13	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	2,290	8,239.08	18,867,510	8,002.32	18,325,326	1.24
14	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	3,250	4,575.35	14,869,918	5,389.85	17,517,040	1.19
15	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	4,760	3,873.17	18,436,291	3,591.88	17,097,396	1.16
16	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6,500	2,069.13	13,449,351	2,465.75	16,027,417	1.09
17	アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売り	2,070	7,921.38	16,397,261	7,652.24	15,840,143	1.08
18	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	11,220	1,189.87	13,350,417	1,399.31	15,700,363	1.07
19	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	3,150	5,289.69	16,662,524	4,965.91	15,642,630	1.06
20	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	5,740	2,270.47	13,032,550	2,449.56	14,060,519	0.95
21	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	1,500	9,303.50	13,955,251	9,351.05	14,026,583	0.95
22	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	3,260	4,316.33	14,071,264	4,125.10	13,447,854	0.91
23	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	3,790	3,274.18	12,409,160	3,474.52	13,168,435	0.89
24	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,530	7,487.31	11,455,599	8,037.73	12,297,740	0.84
25	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,490	4,774.68	11,888,963	4,762.54	11,858,731	0.81
26	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア	2,810	4,103.86	11,531,848	4,143.32	11,642,732	0.79
27	アメリカ	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	1,500	7,133.19	10,699,785	7,569.27	11,353,913	0.77
28	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	1,380	8,381.75	11,566,816	8,217.83	11,340,618	0.77
29	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	1,730	6,228.64	10,775,548	6,541.28	11,316,426	0.77
30	アメリカ	株式	CVS CAREMARK CORP	食品・生活必需品小売り	1,850	5,868.44	10,856,614	5,948.37	11,004,488	0.75

2.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
株式	97.93
投資証券	0.78
投資信託受益証券	0.71
合計	99.42

3.株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 （％）	業 種 名	投資比率 （％）
エネルギー	10.60	銀行	3.25
ソフトウェア・サービス	9.18	素材	3.13
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.80	公益事業	3.01
資本財	7.40	家庭用品・パーソナル用品	2.23
各種金融	7.32	電気通信サービス	2.22
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.73	運輸	2.13
小売	5.45	自動車・自動車部品	1.28
保険	5.36	半導体・半導体製造装置	1.06
食品・飲料・タバコ	5.25	消費者サービス	1.05
ヘルスケア機器・サービス	5.21	耐久消費財・アパレル	0.75
メディア	3.86	商業・専門サービス	0.20
食品・生活必需品小売り	3.35	不動産	0.09
		合計	97.93

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

種類	売建 ／買建	通貨	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	売建	ドル	60,846.67	6,157,074	6,155,857	△0.42

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成13年4月20日）	1,883,118,388	1,883,118,388	9,801	9,801
第2期計算期間末（平成14年4月22日）	2,433,271,902	2,433,271,902	9,391	9,391
第3期計算期間末（平成15年4月21日）	1,804,370,434	1,804,370,434	6,875	6,875
第4期計算期間末（平成16年4月20日）	897,911,333	897,911,333	7,886	7,886
第5期計算期間末（平成17年4月20日）	289,985,059	289,985,059	7,788	7,788
第6期計算期間末（平成18年4月20日）	220,387,985	220,387,985	9,779	9,779
第7期計算期間末（平成19年4月20日）	218,969,082	221,073,134	10,929	11,034
第8期計算期間末（平成20年4月21日）	169,067,224	169,067,224	8,943	8,943
第9期計算期間末（平成21年4月20日）	117,993,341	117,993,341	5,534	5,534
第10期計算期間末（平成22年4月20日）	173,940,228	173,940,228	7,012	7,012
第11期計算期間末（平成23年4月20日）	184,674,160	184,674,160	6,842	6,842
第12期計算期間末（平成24年4月20日）	196,260,924	196,260,924	7,127	7,127
第13期計算期間末（平成25年4月22日）	287,220,079	287,220,079	9,739	9,739

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年5月末日	183,369,322	6,553
平成24年6月末日	186,802,965	6,658
平成24年7月末日	193,759,902	6,835
平成24年8月末日	196,830,337	6,937
平成24年9月末日	195,735,810	7,076
平成24年10月末日	196,395,377	7,079
平成24年11月末日	217,114,146	7,320
平成24年12月末日	226,360,317	7,728
平成25年1月末日	246,651,371	8,592
平成25年2月末日	252,408,745	8,794
平成25年3月末日	270,583,492	9,273
平成25年4月末日	289,463,966	9,801
平成25年5月末日	326,427,770	10,568

② 【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間（平成12年4月25日から平成13年4月20日まで）	0
第2期計算期間（平成13年4月21日から平成14年4月22日まで）	0
第3期計算期間（平成14年4月23日から平成15年4月21日まで）	0
第4期計算期間（平成15年4月22日から平成16年4月20日まで）	0
第5期計算期間（平成16年4月21日から平成17年4月20日まで）	0
第6期計算期間（平成17年4月21日から平成18年4月20日まで）	0
第7期計算期間（平成18年4月21日から平成19年4月20日まで）	110
第8期計算期間（平成19年4月21日から平成20年4月21日まで）	0
第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）	0
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）	0
第11期計算期間（平成22年4月21日から平成23年4月20日まで）	0
第12期計算期間（平成23年4月21日から平成24年4月20日まで）	0
第13期計算期間（平成24年4月21日から平成25年4月22日まで）	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期計算期間（平成12年4月25日から平成13年4月20日まで）	△ 1.99
第2期計算期間（平成13年4月21日から平成14年4月22日まで）	△ 4.18
第3期計算期間（平成14年4月23日から平成15年4月21日まで）	△ 26.79
第4期計算期間（平成15年4月22日から平成16年4月20日まで）	14.71
第5期計算期間（平成16年4月21日から平成17年4月20日まで）	△ 1.24
第6期計算期間（平成17年4月21日から平成18年4月20日まで）	25.56
第7期計算期間（平成18年4月21日から平成19年4月20日まで）	12.83
第8期計算期間（平成19年4月21日から平成20年4月21日まで）	△ 18.17
第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）	△ 38.12
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）	26.71
第11期計算期間（平成22年4月21日から平成23年4月20日まで）	△2.42
第12期計算期間（平成23年4月21日から平成24年4月20日まで）	4.17
第13期計算期間（平成24年4月21日から平成25年4月22日まで）	36.65

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成12年4月25日から平成13年4月20日まで）	1,921,571,927	306,915
第2期計算期間（平成13年4月21日から平成14年4月22日まで）	845,943,480	176,071,212
第3期計算期間（平成14年4月23日から平成15年4月21日まで）	158,317,634	124,835,739
第4期計算期間（平成15年4月22日から平成16年4月20日まで）	90,682,100	1,576,679,347
第5期計算期間（平成16年4月21日から平成17年4月20日まで）	90,493,568	856,789,526
第6期計算期間（平成17年4月21日から平成18年4月20日まで）	28,001,740	174,959,928
第7期計算期間（平成18年4月21日から平成19年4月20日まで）	82,515,863	107,526,195
第8期計算期間（平成19年4月21日から平成20年4月21日まで）	97,708,274	109,021,900
第9期計算期間（平成20年4月22日から平成21年4月20日まで）	72,734,803	48,581,164
第10期計算期間（平成21年4月21日から平成22年4月20日まで）	82,575,339	47,726,583
第11期計算期間（平成22年4月21日から平成23年4月20日まで）	121,874,971	100,012,169
第12期計算期間（平成23年4月21日から平成24年4月20日まで）	64,373,831	58,923,802
第13期計算期間（平成24年4月21日から平成25年4月22日まで）	119,310,710	99,744,178

※設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの証券取引所が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

（2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

換金申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの証券取引所が休業日の場合は、解約の受付を行いません。

（３）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

（７）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

②組入資産の評価

資産の種類	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により、償還となることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月21日から翌年4月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であっ

て、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい信託契約を解約し、信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

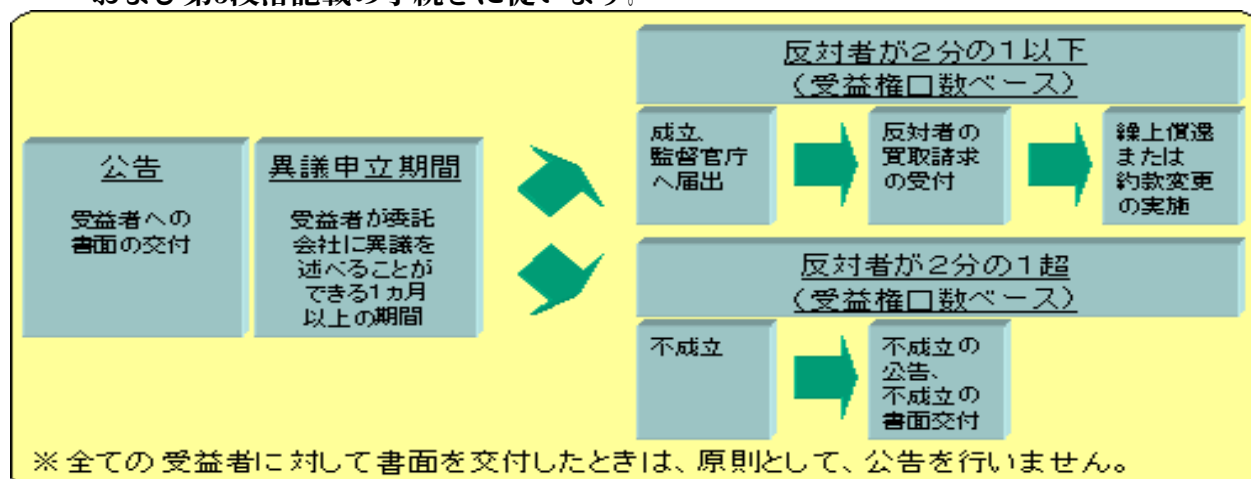
②信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託

会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

④運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

⑤公告

1)委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2)前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

（４）反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成24年4月21日から平成25年4月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

明治安田アメリカ株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成24年4月20日現在)	第13期 (平成25年4月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,144,848	4,406,612
親投資信託受益証券	194,362,258	284,452,811
未収利息	5	3
流動資産合計	197,507,111	288,859,426
資産合計	197,507,111	288,859,426
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,314	—
未払受託者報酬	94,041	125,147
未払委託者報酬	1,128,490	1,501,750
その他未払費用	9,342	12,450
流動負債合計	1,246,187	1,639,347
負債合計	1,246,187	1,639,347
純資産の部		
元本等		
元本	275,359,050	294,925,582
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△79,098,126	△7,705,503
（分配準備積立金）	10,125,601	66,148,169
元本等合計	196,260,924	287,220,079
純資産合計	196,260,924	287,220,079
負債純資産合計	197,507,111	288,859,426

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 （自 平成23年 4 月21日 至 平成24年 4 月20日）	第13期 （自 平成24年 4 月21日 至 平成25年 4 月22日）
営業収益		
受取利息	1,142	1,639
有価証券売買等損益	9,992,354	78,934,020
営業収益合計	9,993,496	78,935,659
営業費用		
受託者報酬	185,123	227,548
委託者報酬	2,221,332	2,730,459
その他費用	18,387	22,629
営業費用合計	2,424,842	2,980,636
営業利益又は営業損失（△）	7,568,654	75,955,023
経常利益又は経常損失（△）	7,568,654	75,955,023
当期純利益又は当期純損失（△）	7,568,654	75,955,023
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,788,866	7,192,483
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△85,234,861	△79,098,126
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,944,116	28,379,086
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,944,116	28,379,086
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,164,901	25,749,003
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,164,901	25,749,003
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△79,098,126	△7,705,503

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成24年４月21日から平成25年４月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 (平成24年４月20日現在)	第13期 (平成25年４月22日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 275,359,050口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 294,925,582口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 79,098,126円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,705,503円
3. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.7127円 (10,000口当たり純資産額) (7,127円)	3. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.9739円 (10,000口当たり純資産額) (9,739円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 (自 平成23年4月21日 至 平成24年4月20日)			第13期 (自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日)		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、51,878,929円(10,000口当たり1,884円03銭)であり、分配金額は0円としております。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、114,735,658円(10,000口当たり3,890円29銭)であり、分配金額は0円としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	2,603,450円	配当等収益額（費用控除後）	A	4,149,785円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	54,855,224円
収益調整金額	C	41,753,328円	収益調整金額	C	48,587,489円
分配準備積立金額	D	7,522,151円	分配準備積立金額	D	7,143,160円
分配対象額（A + B + C + D）	E	51,878,929円	分配対象額（A + B + C + D）	E	114,735,658円
期末受益権口数	F	275,359,050口	期末受益権口数	F	294,925,582口
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	1,884円 03銭	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	3,890円 29銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第12期 (自 平成23年4月21日 至 平成24年4月20日)	第13期 (自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第12期 (自 平成23年4月21日 至 平成24年4月20日)	第13期 (自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期（自 平成23年4月21日 至 平成24年4月20日）

該当事項はございません。

第13期（自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第12期 (自 平成23年4月21日 至 平成24年4月20日)	第13期 (自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日)
期首元本額	269,909,021円	275,359,050円
期中追加設定元本額	64,373,831円	119,310,710円
期中一部解約元本額	58,923,802円	99,744,178円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第12期 (自 平成23年4月21日 至 平成24年4月20日)	第13期 (自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	12,847,979	75,338,724
合計	12,847,979	75,338,724

3. デリバティブ取引関係

第12期（平成24年4月20日現在）

該当事項はありません。

第13期（平成25年4月22日現在）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（平成25年4月22日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（平成25年4月22日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田アメリカ株式マザーファンド	237,004,509	284,452,811	
合計		237,004,509	284,452,811	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「明治安田アメリカ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	(平成25年４月22日現在)
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	1,548,989
コール・ローン	7,762,502
株式	1,344,951,264
投資信託受益証券	13,539,470
投資証券	11,776,165
派生商品評価勘定	58,034
未収配当金	1,508,817
未収利息	6
流動資産合計	1,381,145,247
資産合計	1,381,145,247
負債の部	
流動負債	
未払金	3,859,290
未払解約金	10,135
流動負債合計	3,869,425
負債合計	3,869,425
純資産の部	
元本等	
元本	1,147,554,446
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	229,721,376
元本等合計	1,377,275,822
純資産合計	1,377,275,822
負債純資産合計	1,381,145,247

（２）注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。 (3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成25年4月22日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、当期末が休日のため、平成24年4月21日から平成25年4月22日までとなっております。

(その他の注記)

(平成25年4月22日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成24年4月21日 至 平成25年4月22日）の元本状況	
期首（平成24年4月21日）の元本額	1,290,667,016円
対象期間中の追加設定元本額	102,155,593円
対象期間中の一部解約元本額	245,268,163円
平成25年4月22日現在の元本額の内訳 ※	
明治安田アメリカ株式ファンド	237,004,509円
明治安田ライフプランファンド20	40,915,803円
明治安田ライフプランファンド50	138,198,229円
明治安田ライフプランファンド70	116,841,930円
フコク株25大河	71,542,732円
フコク株50大河	153,135,222円
フコク株75大河	181,017,495円
楽天資産形成ファンド	131,086,641円
明治安田VAアメリカ株式ファンド（適格機関投資家専用）	22,615,721円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	13,516,896円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	20,701,550円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	10,730,794円
大河25VA 適格機関投資家専用	3,377,875円
大河50VA 適格機関投資家専用	3,954,168円
大河75VA 適格機関投資家専用	2,914,881円
計	1,147,554,446円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2002円
(10,000口当たり純資産額)	(12,002円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

（平成25年４月22日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	240	260.32	62,476.80	
	ABBOTT LABORATORIES	1,700	37.20	63,240.00	
	AES CORP	1,780	12.87	22,908.60	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,170	190.00	222,300.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	310	85.71	26,570.10	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	370	49.19	18,200.30	
	ALLSTATE CORP	1,260	48.97	61,702.20	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	570	74.18	42,282.60	
	AMGEN INC	700	111.38	77,966.00	
	HESS CORP	620	66.78	41,403.60	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,160	67.24	77,998.40	
	AFLAC INC	1,120	49.39	55,316.80	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	1,040	38.88	40,435.20	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	80	79.99	6,399.20	
	VALERO ENERGY CORP	1,410	39.24	55,328.40	
	APOLLO GROUP INC-CL A	1,750	17.38	30,415.00	
	APACHE CORP	390	68.84	26,847.60	
	COMCAST CORP-CLASS A	2,870	40.56	116,407.20	
	APPLE INC	990	390.50	386,595.00	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	870	32.18	27,996.60	
	PINNACLE WEST CAPITAL	470	59.41	27,922.70	
	BMC SOFTWARE INC	720	43.86	31,579.20	
	BAKER HUGHES INC	440	43.58	19,175.20	
	BALL CORP	980	46.43	45,501.40	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,830	105.28	192,662.40	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	480	69.09	33,163.20	
	BED BATH & BEYOND INC	810	66.74	54,059.40	
	BECTON DICKINSON AND CO	560	94.56	52,953.60	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,990	52.25	156,227.50	
	SLM CORP	790	20.32	16,052.80	
	BOEING CO/THE	1,090	87.96	95,876.40	
	BORGWARNER INC	270	72.69	19,626.30	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	540	56.33	30,418.20	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	790	41.15	32,508.50	
	ONEOK INC	950	51.35	48,782.50	

	FEDEX CORP	480	92.39	44,347.20	
	CSX CORP	1,270	23.70	30,099.00	
	CARDINAL HEALTH INC	950	43.07	40,916.50	
	CATERPILLAR INC	740	80.43	59,518.20	
	CELGENE CORP	570	122.36	69,745.20	
	JPMORGAN CHASE & CO	4,050	47.23	191,281.50	
	CHUBB CORP	420	87.89	36,913.80	
	CIGNA CORP	940	65.15	61,241.00	
	CISCO SYSTEMS INC	6,650	20.45	135,992.50	
	COCA-COLA CO/THE	3,330	42.66	142,057.80	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	420	119.72	50,282.40	
	CA INC	550	24.36	13,398.00	
	CONAGRA FOODS INC	910	36.06	32,814.60	
	CONSOLIDATED EDISON INC	740	62.48	46,235.20	
	CMS ENERGY CORP	680	29.09	19,781.20	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	210	59.19	12,429.90	
	COVENTRY HEALTH CARE INC	160	48.68	7,788.80	
	CUMMINS INC	340	107.06	36,400.40	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	350	81.38	28,483.00	
	MOODY'S CORP	710	54.84	38,936.40	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	470	67.81	31,870.70	
	TARGET CORP	770	69.04	53,160.80	
	DEERE & CO	600	83.46	50,076.00	
	DELL INC	2,410	13.40	32,294.00	
	WALT DISNEY CO/THE	1,770	61.56	108,961.20	
	DOLLAR TREE INC	970	47.47	46,045.90	
	DOVER CORP	390	68.15	26,578.50	
	OMNICOM GROUP	560	58.03	32,496.80	
	DTE ENERGY COMPANY	640	72.26	46,246.40	
	EBAY INC	600	52.39	31,434.00	
	EMC CORP/MASS	3,510	21.50	75,465.00	
	BANK OF AMERICA CORP	10,460	11.66	121,963.60	
	CITIGROUP INC	3,100	45.03	139,593.00	
	EASTMAN CHEMICAL CO	390	69.80	27,222.00	
	EMERSON ELECTRIC CO	500	53.48	26,740.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	350	69.67	24,384.50	
	EXXON MOBIL CORP	4,580	87.45	400,521.00	
	FMC CORP	490	57.88	28,361.20	
	FAMILY DOLLAR STORES	310	62.59	19,402.90	

	ASSURANT INC	950	46.66	44,327.00	
	FIFTH THIRD BANCORP	2,280	16.40	37,392.00	
	FISERV INC	480	87.32	41,913.60	
	MACY'S INC	830	43.54	36,138.20	
	FOSSIL INC	260	94.29	24,515.40	
	FRANKLIN RESOURCES INC	340	146.83	49,922.20	
	GAP INC/THE	1,440	37.00	53,280.00	
	GILEAD SCIENCES INC	1,000	53.19	53,190.00	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	2,900	12.15	35,235.00	
	MCKESSON CORP	430	106.25	45,687.50	
	GENERAL ELECTRIC CO	8,930	21.75	194,227.50	
	HALLIBURTON CO	1,510	37.21	56,187.10	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	330	138.72	45,777.60	
	HARRIS CORP	700	41.98	29,386.00	
	HELMERICH & PAYNE	650	57.28	37,232.00	
	HEWLETT-PACKARD CO	1,110	19.56	21,711.60	
	UNUM GROUP	550	26.37	14,503.50	
	HOME DEPOT INC	1,750	74.00	129,500.00	
	HORMEL FOODS CORP	500	41.21	20,605.00	
	HUMANA INC	460	73.05	33,603.00	
	BIOGEN IDEC INC	140	203.27	28,457.80	
	INTEL CORP	6,170	22.44	138,454.80	
	INTERNATIONAL PAPER CO	1,050	45.67	47,953.50	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	960	13.47	12,931.20	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	810	50.04	40,532.40	
	JABIL CIRCUIT INC	1,880	16.57	31,151.60	
	JOHNSON & JOHNSON	2,260	84.49	190,947.40	
	KIMBERLY-CLARK CORP	620	106.10	65,782.00	
	KOHL'S CORP	890	47.44	42,221.60	
	KROGER CO	1,340	33.71	45,171.40	
	ELI LILLY & CO	530	57.42	30,432.60	
	LINCOLN NATIONAL CORP	1,010	31.22	31,532.20	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	370	82.99	30,706.30	
	LOCKHEED MARTIN CORP	700	96.28	67,396.00	
	LOEWS CORP	340	43.18	14,681.20	
	LOWE'S COS INC	700	38.12	26,684.00	
	SCANA CORP	570	52.81	30,101.70	
	MCDONALD'S CORP	710	99.92	70,943.20	
	MCGRAW-HILL COMPANIES INC	760	51.85	39,406.00	

	MARSH & MCLENNAN COS	1,250	37.27	46,587.50	
	METLIFE INC	740	35.60	26,344.00	
	MEDTRONIC INC	290	46.03	13,348.70	
	CVS CAREMARK CORP	1,890	58.00	109,620.00	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	210	93.86	19,710.60	
	MICROSOFT CORP	7,580	29.77	225,656.60	
	3M CO	370	105.71	39,112.70	
	MYLAN INC	1,150	28.34	32,591.00	
	XCEL ENERGY INC	1,340	31.08	41,647.20	
	FORD MOTOR CO	5,470	12.93	70,727.10	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	800	64.31	51,448.00	
	NIKE INC -CL B	120	60.92	7,310.40	
	NOBLE ENERGY INC	400	107.21	42,884.00	
	NORDSTROM INC	490	54.90	26,901.00	
	COACH INC	410	51.20	20,992.00	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	630	70.98	44,717.40	
	WELLS FARGO & CO	5,460	36.69	200,327.40	
	MONSANTO CO	200	103.22	20,644.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	630	79.61	50,154.30	
	ORACLE CORP	3,870	32.36	125,233.20	
	PARKER HANNIFIN CORP	330	85.55	28,231.50	
	PEPSICO INC	1,220	82.77	100,979.40	
	PFIZER INC	6,210	31.06	192,882.60	
	CONOCOPHILLIPS	1,280	57.49	73,587.20	
	PETSMART INC	620	66.94	41,502.80	
	PITNEY BOWES INC	1,020	14.31	14,596.20	
	ALTRIA GROUP INC	2,130	35.02	74,592.60	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	510	65.23	33,267.30	
	AETNA INC	930	55.87	51,959.10	
	FLUOR CORP	500	54.16	27,080.00	
	PPG INDUSTRIES INC	280	141.59	39,645.20	
	PRAXAIR INC	300	109.75	32,925.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	650	104.46	67,899.00	
	T ROWE PRICE GROUP INC	500	74.55	37,275.00	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	280	55.92	15,657.60	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,340	81.43	190,546.20	
	PROGRESSIVE CORP	830	24.74	20,534.20	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	880	35.90	31,592.00	
	QUALCOMM INC	1,300	63.90	83,070.00	

	US BANCORP	2,540	32.51	82,575.40	
	ROSS STORES INC	750	62.86	47,145.00	
	RAYTHEON COMPANY	960	57.15	54,864.00	
	RYDER SYSTEM INC	720	57.15	41,148.00	
	SAFEWAY INC	1,670	26.55	44,338.50	
	ROCKWELL COLLINS INC	470	61.10	28,717.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	580	84.81	49,189.80	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	830	40.81	33,872.30	
	MERCK & CO. INC.	2,230	47.49	105,902.70	
	SCHLUMBERGER LTD	1,410	69.95	98,629.50	
	ZIMMER HOLDINGS INC	580	73.93	42,879.40	
	WELLPOINT INC	520	68.71	35,729.20	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	950	55.92	53,124.00	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,350	34.34	46,359.00	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	180	179.04	32,227.20	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	230	55.77	12,827.10	
	EDISON INTERNATIONAL	1,090	52.47	57,192.30	
	SOUTHERN CO	440	48.51	21,344.40	
	BB&T CORP	800	29.69	23,752.00	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	3,530	13.34	47,090.20	
	AT&T INC	4,870	38.28	186,423.60	
	CHEVRON CORP	2,000	115.90	231,800.00	
	STARBUCKS CORP	790	58.41	46,143.90	
	STRYKER CORP	420	64.68	27,165.60	
	SUNTRUST BANKS INC	1,640	28.31	46,428.40	
	SYSCO CORP	440	34.71	15,272.40	
	TESORO CORP	810	50.67	41,042.70	
	TEXTRON INC	670	26.35	17,654.50	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	750	80.03	60,022.50	
	TORCHMARK CORP	560	59.30	33,208.00	
	DAVITA HEALTHCARE PARTNERS INC	320	122.62	39,238.40	
	TYSON FOODS INC-CL A	1,950	24.08	46,956.00	
	MARATHON OIL CORP	1,280	29.85	38,208.00	
	UNION PACIFIC CORP	620	145.85	90,427.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	750	93.22	69,915.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,600	60.04	96,064.00	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	190	67.29	12,785.10	
	WALGREEN CO	1,500	49.35	74,025.00	
	WAL-MART STORES INC	2,120	78.29	165,974.80	

	WESTERN DIGITAL CORP	990	49.93	49,430.70	
	NABORS INDUSTRIES LTD	640	14.83	9,491.20	
	WHOLE FOODS MARKET INC	230	86.10	19,803.00	
	NASDAQ OMX GROUP/THE	1,040	27.97	29,088.80	
	WISCONSIN ENERGY CORP	960	43.61	41,865.60	
	XEROX CORP	5,230	8.46	44,245.80	
	TJX COMPANIES INC	1,550	47.00	72,850.00	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	2,350	9.37	22,019.50	
	REGIONS FINANCIAL CORP	2,210	7.83	17,304.30	
	GOOGLE INC-CL A	240	799.87	191,968.80	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	3,640	11.12	40,476.80	
	NEWS CORP-CL A	1,410	31.21	44,006.10	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	210	179.15	37,621.50	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	600	72.18	43,308.00	
	VIACOM INC-CLASS B	1,060	66.17	70,140.20	
	MASTERCARD INC-CLASS A	90	521.96	46,976.40	
	WESTERN UNION CO	910	14.47	13,167.70	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,350	43.34	58,509.00	
	TERADATA CORP	590	50.35	29,706.50	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,530	91.95	140,683.50	
	VISA INC-CLASS A SHARES	330	163.96	54,106.80	
	LORILLARD INC	1,140	41.23	47,002.20	
	MARATHON PETROLEUM CORP	790	78.75	62,212.50	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	970	57.86	56,124.20	
	COCA-COLA ENTERPRISES	840	37.00	31,080.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	1,100	74.74	82,214.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY	1,250	34.44	43,050.00	
	DOLLAR GENERAL CORP	480	51.82	24,873.60	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	790	61.72	48,758.80	
	AON PLC	440	60.15	26,466.00	
	TE CONNECTIVITY LTD	930	39.38	36,623.40	
	TIME WARNER CABLE	430	91.28	39,250.40	
	TIME WARNER INC	1,130	59.75	67,517.50	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	420	99.36	41,731.20	
	CBRE GROUP INC	550	23.83	13,106.50	
	DELPHI AUTOMOTIVE PLC	1,110	41.84	46,442.40	
	PHILLIPS 66	1,190	57.84	68,829.60	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	720	55.34	39,844.80	
	DUKE ENERGY CORP	350	74.34	26,019.00	

	DIRECTV	1,180	55.18	65,112.40	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,310	31.68	41,500.80	
	ABBVIE INC	2,280	42.39	96,649.20	
小計		287,740		13,483,220.70	
				(1,344,951,264)	
合計				1,344,951,264	
				(1,344,951,264)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式233銘柄	97.7%	100.0%

(2) 株式以外の有価証券

(平成25年4月22日現在)

種類	銘柄	口数（口）	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	873	155.48	135,734.04	
小計		873		135,734.04	
				(13,539,470)	
投資証券					
米ドル	EQUITY RESIDENTIAL	270	57.97	15,651.90	
	HCP INC	210	52.71	11,069.10	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	230	176.11	40,505.30	
	PUBLIC STORAGE	70	158.80	11,116.00	
	AMERICAN TOWER CORP INC CL-A	490	81.05	39,714.50	
小計		1,270		118,056.80	
				(11,776,165)	
合計				25,315,635	
				(25,315,635)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	1.0%	53.5%
	投資証券 5 銘柄	0.9%	46.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（平成25年4月22日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,800,868	-	3,858,902	58,034
	米ドル	3,800,868	-	3,858,902	58,034
合計		-	-	-	58,034

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年5月31日現在)

I	資産総額	327,584,430 円
II	負債総額	1,156,660 円
III	純資産総額（I－II）	326,427,770 円
IV	発行済数量	308,869,311 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.0568 円

(参考) マザーファンドの現況

明治安田アメリカ株式マザーファンド

純資産額計算書

(平成25年5月31日現在)

I	資産総額	1,496,135,998 円
II	負債総額	23,554,889 円
III	純資産総額（I－II）	1,472,581,109 円
IV	発行済数量	1,128,376,700 口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.3050 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

（２）受益者等に対する特典
該当事項はありません。

（３）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

（４）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
該当事項はありません。

（５）振替受益権

○受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

○受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間ににおける資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

3. ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	2 本	3,168,676,707 円
単位型株式投資信託	133 本	581,930,457,240 円
合計	135 本	585,099,133,947 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,798,082	7,585,064
前払費用	96,609	80,260
未収入金	1,594	※1 190,980
未収委託者報酬	406,697	487,397
未収運用受託報酬	※1 497,131	※1 141,641
未収投資助言報酬	※1 170,156	※1 197,081
その他	1,757	15,812
流動資産合計	8,972,029	8,698,236
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 120,876	※2 90,863
器具備品	※2 132,336	※2 117,771
有形固定資産合計	253,213	208,635
無形固定資産		
ソフトウェア	22,377	57,810
電話加入権	6,662	6,662
その他	8,170	340
無形固定資産合計	37,210	64,813
投資その他の資産		
長期差入保証金	※1 190,699	97,273
長期前払費用	185	95
投資その他の資産合計	190,884	97,368
固定資産合計	481,307	370,817
資産合計	9,453,336	9,069,054

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,168	82,916
未払金	339,611	539,304
未払収益分配金	158	135
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	163,484	198,056
その他未払金	168,652	333,796
未払費用	32,463	30,603
未払法人税等	10,892	7,214
未払消費税等	36,590	-
賞与引当金	104,985	86,215
流動負債合計	542,711	746,254
固定負債		
退職給付引当金	114,893	84,636
資産除去債務	55,470	27,376
固定負債合計	170,363	112,012
負債合計	713,075	858,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,050,436	520,962
利益剰余金合計	4,225,478	3,696,003
株主資本合計	8,740,261	8,210,787
純資産合計	8,740,261	8,210,787
負債・純資産合計	9,453,336	9,069,054

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,037,583	2,773,510
受入手数料	25,800	21,027
運用受託報酬	1,970,292	1,564,002
投資助言報酬	332,526	372,192
営業収益合計	5,366,202	4,730,732
営業費用		
支払手数料	1,402,793	1,246,685
広告宣伝費	22,521	17,645
公告費	323	-
調査費	967,154	975,236
調査費	390,141	385,416
委託調査費	577,013	589,820
委託計算費	266,632	287,651
営業雑経費	96,076	90,766
通信費	19,416	17,735
印刷費	66,048	61,830
協会費	6,780	7,902
諸会費	3,346	3,283
営業雑費	484	14
営業費用合計	2,755,501	2,617,985
一般管理費		
給料	1,532,277	1,423,034
役員報酬	70,098	59,208
給料・手当	1,219,741	1,123,919
賞与	242,437	239,907
その他報酬	2,242	-
賞与引当金繰入	104,985	86,215
福利厚生費	246,627	239,485
交際費	1,974	1,049
寄付金	200	200
旅費交通費	32,460	27,549
租税公課	24,888	21,013
不動産賃借料	237,951	209,742
退職給付費用	53,431	27,754
固定資産減価償却費	85,762	81,773
諸経費	149,865	141,550
一般管理費合計	2,472,666	2,259,368
営業利益又は営業損失（△）	138,034	△146,621

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	4,070	3,610
償還金等時効完成分	12	50
保険契約返戻金・配当金	※1 2,275	※1 1,192
貸倒引当金戻入額	15,785	-
雑益	3,513	848
営業外収益合計	25,657	5,702
営業外費用		
為替差損	506	-
賃貸借契約解約損	-	117
雑損	-	1
営業外費用合計	506	119
経常利益又は経常損失（△）	163,185	△141,038
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 611	※2 161,764
合併関連費用	※3 3,400	-
本社移転関連費用	-	※1 88,653
特別退職加算金等	-	130,628
特別損失合計	4,011	381,046
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	159,174	△522,084
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	142,624	-
法人税等合計	144,914	2,290
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
当期首残高	2,854,339	2,854,339
当期変動額	-	-
当期末残高	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高	3,514,783	3,514,783
当期変動額	-	-
当期末残高	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,036,176	1,050,436
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	1,050,436	520,962
繰越利益剰余金合計		
当期首残高	4,211,217	4,225,478
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	4,225,478	3,696,003
株主資本合計		
当期首残高	8,726,001	8,740,261
当期変動額		
剰余金の配当	-	△5,099
当期純利益又は当期純損失（△）	14,260	△524,374
当期変動額合計	14,260	△529,474
当期末残高	8,740,261	8,210,787

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～18年
器具備品 3年～20年
 - (2) 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
2. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未収入金	-	190,313千円
未収運用受託報酬	8,944千円	5,926千円
未収投資助言報酬	164,758千円	190,120千円
長期差入保証金	190,313千円	-

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	133,261千円	1,052千円
器具備品	327,061千円	222,594千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,275千円	1,192千円
本社移転関連費用	-	30,179千円

※2 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

※3 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収入金	1,594	1,594	-
(3) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(4) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(5) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(6) 長期差入保証金	190,699	187,683	△3,015
資産計	9,064,361	9,061,345	△3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収入金	190,980	190,980	-
(3) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(4) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(5) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	△13,152
資産計	8,699,437	8,686,284	△13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収入金	1,594	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,873,566	190,313	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収入金	190,980	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,601,907	-	-	96,907

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△427,062	△454,392
(2) 年金資産 (千円)	312,169	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2) (千円)	△114,893	△84,636
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	△114,893	△84,636

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用 (千円)	53,431	27,754

(注1) 当事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	448,266	千円	689,786	千円
税務上の繰延資産償却超過額	52,268	"	46,523	"
賞与引当金繰入限度超過額	39,904	"	32,770	"
退職給付引当金繰入限度超過額	42,472	"	31,036	"
その他	38,408	"	24,586	"
繰延税金資産小計	621,320	"	824,703	"
評価性引当額	△616,061	"	△814,989	"
繰延税金資産合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債				
資産除去費用	△5,259	"	△9,713	"
繰延税金負債合計	△5,259	"	△9,713	"
繰延税金資産の純額	-	"	-	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	40.69	%	-	
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50	"	-	
評価性引当額の増減	48.41	"	-	
住民税均等割	1.44	"	-	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	91.04	%	-	

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１５年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、当事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を１６年から１５年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
期首残高	54,977	千円	55,470	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	27,316	"
時の経過による調整額	492	"	515	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	55,925	"
期末残高	55,470	千円	27,376	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

取引条件ないし取引条件の決定方針等

①運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

②事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	462,766円00銭	434,732円21銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)	755円02銭	△27,763円78銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,740,261	8,210,787
普通株式に係る純資産額（千円）	8,740,261	8,210,787
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	14,260	△524,374
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	14,260	△524,374
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称 みずほ信託銀行株式会社
- ②資本金の額 247,369百万円（平成24年3月末現在）
- ③事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額（百万円） （平成24年3月末現在）	③事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500 ^{※3}	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社SBI証券	47,937	
株式会社東京都民銀行 ^{※1}	48,120	日本において、銀行法に基づき、銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	
三井住友信託銀行株式会社	342,037 ^{※2}	
明治安田生命保険相互会社	520,000	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
	平成24年3月末現在の基金および基金償却積立金の合計	

※1 株式会社東京都民銀行は新規販売を行っておりません。

※2 平成24年4月1日付

※3 平成24年5月1日付

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。

（2）販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

（平成24年3月末現在）

①名称	②資本金の額 （百万円）	③事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成24年5月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年7月20日	有価証券報告書
平成24年7月20日	有価証券届出書
平成25年1月18日	半期報告書
平成25年1月18日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蒲谷 剛史 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田アメリカ株式ファンドの平成24年4月21日から平成25年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アメリカ株式ファンドの平成25年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。